○関東地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　百三十八号　山梨県南都留郡山中湖村山中字寺屋敷七番乙地先から同村山中字築地鼻一一〇番乙地先まで　関東地方整備局及び同局　甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月二十六日

○関東地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　百三十九号　山梨県南都留郡鳴沢村字藤和田二五九四番一から同村字大棟ノ木二五二八番六まで　関東地方整備局及び同局　甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月二十六日

○北陸地方整備局告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　百六十号　七尾市佐々波町二四一番一から同市佐々波町二一二番一まで　北陸地方整備局及び同局　金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月二十六日

○北陸地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百六十号　七尾市佐々波町二四一番一から同市佐々波町二一二番一まで　北陸地方整備局及び同局　金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
沖縄戦での「日本軍による住民の集団強制自決」の記述の回復と教科書検定意見の撤回に関する質問主意書（仲里利信提出）
世界の真ん中で輝く国創りの意味に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
通過通航制度のあり方に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
安倍政権の働き方改革に関する質問主意書（初鹿明博提出）
生活保護世帯の子どもの進学に関する質問主意書（初鹿明博提出）
「真珠湾訪問にあたっての安倍首相への公開質問状」に関する質問主意書（辻元清美提出）
いわゆる南沙諸島における各国の領有権の主張と実効支配の状況に関する質問主意書（辻元清美提出）

議事日程

一月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号
平成二十九年一月二十四日（火曜日）
午後二時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

一月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
平成二十九年一月二十四日（火曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

人事異動

内閣

（文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当））文部科学事務官　瀧本　寛
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する　内閣官房教育再生実行会議担当室長を命ずる　藤原　章夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　内閣官房教育再生実行会議担当室長を免ずる　相馬　弘尚
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　（同）同　久島　直人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　（外務省大臣官房参事官（兼））経済局（兼）中南米局）同　宇山　智哉
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる（以上一月二十日）